相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町四五番地、最後の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇番地七　被相続人　亡　畑中　正逸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町七三番地二　相続財産管理人　西巻　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市東和町舘迫四区一〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　日向　弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

盛岡市中ノ橋通一丁目四番二二号　中ノ橋一〇六ビル十階　相続財産管理人　弁護士法人岩手銀河法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝三三五六番地、最後の住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲三七七番地　白光園　被相続人　亡　吉池　良材

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

山形県長井市九野本八〇二番地　相続財産管理人　小関　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡阿見町大字島津一五六六番地、最後の住所茨城県坂東市沓掛三三七番地　被相続人　亡　髙野　なつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

茨城県下妻市大園木二八三九―一大建ビル二階　相続財産管理人　門井　節夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県上都賀郡西方町大字金崎七一二番地一、最後の住所栃木県下都賀郡都賀町大字升塚六〇〇番地一　被相続人　亡　鈴木　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

栃木県栃木市万町二二番二二号　相続財産管理人　加藤　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市鏑木一九一〇番地、最後の住所静岡市清水区山原八七一番地の二特別養護老人ホーム「あすなろの家」　被相続人　亡　鏑木丈三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一七番二号ライオンビル四階千葉銀座法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松本　舜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金台三丁目一〇〇番地、最後の住所東京都渋谷区恵比寿南一丁目二一番一一号ヒルサイド恵比寿二〇三　被相続人　亡　畠山　紘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

事務所東京都千代田区九段北四丁目一番三号飛栄九段北ビル一〇階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中央四丁目九八番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目五番一三―二〇一号エステート吉祥寺　被相続人　亡　江口　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市勢田二三八二番地、最後の住所東京都中野区東中野一丁目三四番八号秋元アパート二〇一　被相続人　亡　勝田　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階　相続財産管理人　弁護士　小川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市大津町四丁目三四番地、最後の住所神奈川県横須賀市田戸台三三番地　被相続人　亡　吉葉　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三〇一　相続財産管理人　弁護士　伊東　秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字神林三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上條由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

事務所長野県松本市白板一丁目九番四三号　相続財産管理人司法書士　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市三刀屋町粟谷五六六番地、最後の住所兵庫県姫路市書写四〇〇番地一四　被相続人　亡　柿木　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日

兵庫県姫路市船橋町三丁目一七三番地一〇　相続財産管理人　司法書士　熊橋　好規

第18期決算公告

平成23年5月13日

青森県上北郡おいらせ町中野平40番地1

下田タウン株式会社

代表取締役社長　敷中　博

貸借対照表の要旨

（平成23年2月20日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	526	流動負債	461
固定資産	4,145	固定負債	2,197
		負債合計	**2,658**
		株主資本	2,013
		資本金	200
		利益剰余金	1,813
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,763
		（当期純利益）	（265）
		純資産合計	**2,013**
資産合計	**4,671**	**負債・純資産合計**	**4,671**